

## 鹿 児 島 県 公 報

平成24年12月18日（火）第2865号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日（毎週火、金）  
定価 送料共1箇月2,650円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- |                          |              |   |
|--------------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定の解除               | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（5件） | （水産振興課取扱い）   | 1 |
| ○公有水面の埋立ての免許             | （漁港漁場課取扱い）   | 2 |
| ○県営土地改良事業の計画の決定          | （農地整備課取扱い）   | 5 |
| ○道路の区域の変更（2件）            | （道路維持課取扱い）   | 5 |
| ○道路の供用の開始                | （道路維持課取扱い）   | 6 |
| ○都市計画道路の変更               | （都市計画課取扱い）   | 6 |
| ○平成24年度自衛官の募集            | （危機管理防災課取扱い） | 6 |

## 公 告

- |                |          |   |
|----------------|----------|---|
| ○建築士の免許の取消しの公告 | （建築課取扱い） | 7 |
|----------------|----------|---|

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- |                      |              |   |
|----------------------|--------------|---|
| ○直接請求の連署に必要な有権者の数（※） | （選挙管理委員会取扱い） | 7 |
|----------------------|--------------|---|

## 公 安 委 員 会 告 示

- |                             |            |   |
|-----------------------------|------------|---|
| ○銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定 | （生活環境課取扱い） | 8 |
| ○遊技機の型式の検定の告示               | （生活環境課取扱い） | 9 |

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 1336 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年12月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 解除に係る保安林の所在場所  
霧島市横川町上ノ字椀ヶ八重4649番1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿 児 島 県 告 示 第 1337 号

阿久根市脇本9893番地 佐々木安雄及び阿久根市脇本9717番地3 福留藤哉からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成24年12月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 区域及び区分

- 1 区域 阿久根市黒之浜区域（阿久根市大字脇本の地区）
- 2 区分 主としてごち網漁業を営む漁業

## 鹿児島県告示第1338号

阿久根市脇本9626番地乙口 浜崎嘉太郎及び阿久根市脇本9739番地8 野村三昭からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成24年12月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 区域及び区分

- 1 区域 阿久根市黒之浜区域（阿久根市大字脇本の地区）
- 2 区分 主として磯建網漁業を営む漁業

## 鹿児島県告示第1339号

阿久根市脇本9588番地4 跡上久及び阿久根市脇本13973番地 福浦善盛からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成24年12月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 区域及び区分

- 1 区域 阿久根市黒之浜区域（阿久根市大字脇本の地区）
- 2 区分 主として棒受網漁業を営む漁業

## 鹿児島県告示第1340号

阿久根市折口2435番地2 浜崎勲及び阿久根市折口22番地 折口浩からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成24年12月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 区域及び区分

- 1 区域 阿久根市折口区域（阿久根市大字折口の地区）
- 2 区分 主として磯建網漁業を営む漁業

## 鹿児島県告示第1341号

阿久根市折口1822番地2 江口藤義及び阿久根市折口556番地1 尾上初義からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成24年12月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 区域及び区分

- 1 区域 阿久根市折口区域（阿久根市大字折口の地区）
- 2 区分 主として棒受網漁業を営む漁業又は主としてきびなご流網漁業を営む漁業

## 鹿児島県告示第1342号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成24年12月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 免許年月日

平成24年12月6日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

3 埋立区域

(1) 位置

ア 本村地区

熊毛郡屋久島町口永良部島字向へ田372番から字濱田524番に至る地先公共空地の地先公有水面

イ 向江浜地区

熊毛郡屋久島町口永良部島字松山1684番163の地先公共空地の地先公有水面

(2) 区域

ア 本村地区

次の①の地点から⑯の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑯の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 口永良部漁港原点（北緯30度27分49秒29，東経130度11分27秒94）（以下「基点」という。）から127度09分43秒15.44メートルの地点

②の地点 ①の地点から54度45分29秒1.55メートルの地点

③の地点 ②の地点から39度17分28秒10.38メートルの地点

④の地点 ③の地点から79度12分32秒10.99メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から17度29分31秒12.56メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から75度48分22秒10.69メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から65度02分42秒10.19メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から55度32分02秒5.00メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から144度45分29秒16.01メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から234度45分29秒3.20メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から324度45分29秒3.00メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から234度45分29秒49.80メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から144度45分29秒3.00メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から234度45分29秒4.33メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から325度30分40秒12.84メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から55度45分00秒0.55メートルの地点

イ 向江浜地区

次の①の地点から⑯の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑯の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基点から165度46分58秒988.20メートルの地点

②の地点 ①の地点から165度18分22秒15.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から75度18分22秒37.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から79度41分17秒5.34メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から162度34分16秒0.75メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から217度52分30秒6.63メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から256度10分30秒20.00メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から259度22分59秒20.01メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から261度31分12秒3.10メートルの地点

- ⑩の地点 ⑨の地点から277度33分14秒6.55メートルの地点  
⑪の地点 ⑩の地点から263度27分07秒0.92メートルの地点  
⑫の地点 ⑪の地点から295度00分50秒13.64メートルの地点  
⑬の地点 ⑫の地点から16度30分27秒6.68メートルの地点  
⑭の地点 ⑬の地点から63度47分53秒3.38メートルの地点  
⑮の地点 ⑭の地点から73度01分12秒9.85メートルの地点  
⑯の地点 ⑮の地点から73度52分41秒0.80メートルの地点

## (3) 面積

- 本村地区 849.40平方メートル  
向江浜地区 515.25平方メートル  
合計 1,364.65平方メートル

## 4 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

## ア 本村地区

熊毛郡屋久島町口永良部島字向へ田371番2から字濱田527番に至る地先公共空地及びその地先公有水面

## イ 向江浜地区

熊毛郡屋久島町口永良部島字松山1684番163, 1684番450, 1684番451及び1684番452並びにこれらの土地の地先公共空地並びにその地先公有水面

## (2) 区域

## ア 本村地区

次の①の地点から⑧の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑧の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基点から223度59分49秒14.53メートルの地点  
②の地点 ①の地点から42度59分13秒19.31メートルの地点  
③の地点 ②の地点から43度09分32秒50.24メートルの地点  
④の地点 ③の地点から42度30分58秒13.16メートルの地点  
⑤の地点 ④の地点から43度54分58秒15.11メートルの地点  
⑥の地点 ⑤の地点から76度13分48秒31.88メートルの地点  
⑦の地点 ⑥の地点から144度45分29秒132.63メートルの地点  
⑧の地点 ⑦の地点から235度52分59秒124.09メートルの地点

## イ 向江浜地区

次の①の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基点から159度06分25秒979.80メートルの地点  
②の地点 ①の地点から118度10分08秒52.05メートルの地点  
③の地点 ②の地点から208度10分08秒60.50メートルの地点  
④の地点 ③の地点から298度10分12秒19.22メートルの地点  
⑤の地点 ④の地点から281度58分23秒45.88メートルの地点  
⑥の地点 ⑤の地点から259度40分48秒19.21メートルの地点  
⑦の地点 ⑥の地点から255度18分22秒42.10メートルの地点  
⑧の地点 ⑦の地点から253度01分16秒9.74メートルの地点  
⑨の地点 ⑧の地点から295度00分50秒39.33メートルの地点  
⑩の地点 ⑨の地点から351度50分06秒12.02メートルの地点

## (3) 面積

- 本村地区 16,760.84平方メートル  
向江浜地区 8,559.98平方メートル  
合計 25,320.82平方メートル

## 5 埋立地の用途

漁港施設用地

**鹿児島県告示第1343号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（農業用排水施設整備，農道整備，区画整理及び暗きょ排水）日置南部地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年12月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成24年12月19日から平成25年1月23日まで
- 3 縦覧場所  
日置市日吉支所産業建設課  
日置市吹上支所産業建設課

**鹿児島県告示第1344号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成24年12月18日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	
県道	穎娃川辺線	南九州市知覧町西元字東浮免下4049番3地先から同市知覧町郡字轟15910番地先まで	前	6.0～65.0	5,238.5	
			後	6.0～65.0	5,238.5	
		南九州市知覧町瀬世字内園ノ上4732番9地先から同市知覧町郡字轟15967番1地先まで	後	14.9～222.5	2,658.0	
			南九州市知覧町郡字牧野15983番4地先から同市川辺町両添字井手元1120番3地先まで	前	6.4～31.0	3,556.3
				後	6.4～31.0	5,001.3
南九州市知覧町郡字轟15968番1地先から同市川辺町両添字宮田184番1地先まで	後	12.4～222.5	3,095.1			

**鹿児島県告示第1345号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年12月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内串木野線	薩摩川内市宮里町字月見田3102番1地先から同市宮里町字北田116番1地先まで	前	6.7～18.4	645.0
			後	13.1～30.6	638.0
	上屋久屋久線	熊毛郡屋久島町尾之間字湯河1491番2地先内	前	14.0～15.0	13.5
			後	14.0～73.5	13.5
脇本荘線	阿久根市脇本字宮ノ脇856番1地先から同市脇本字狐ヶ山860番1地先まで	前	11.2～19.7	60.5	
		後	11.2～13.4	60.5	

### 鹿児島県告示第1346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年12月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	川内串木野線	薩摩川内市宮里町字月見田3102番1地先から同市宮里町字北田116番1地先まで	平成24年 12月18日
	上屋久屋久線	熊毛郡屋久島町尾之間字湯河1491番2地先内	

### 鹿児島県告示第1347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成24年12月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 川内都市計画道路
  - (2) 名称 3・3・3号上川内駅前通線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 

廃止した部分

薩摩川内市大字御陵下町字公佛の一部

### 鹿児島県告示第1348号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成24年度第3次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成24年12月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 募集種目

- 自衛官候補生（男子）
- 2 募集期間  
平成24年12月20日から平成25年2月8日まで
  - 3 試験期日  
平成25年2月16日から同月18日まで
  - 4 応募年齢  
採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者
  - 5 試験場の位置及び名称
    - (1) 位置  
霧島市国分福島二丁目4番14号
    - (2) 名称  
陸上自衛隊国分駐屯地
  - 6 応募手続  
応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。  
なお、志願票は、各市町村において交付する。

## 公 告

### 建築士の免許の取消しの公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成24年12月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成22年2月28日	上床 吉範	二級建築士	第4615号	建築士法第8条の2の規定による届出があったため
平成23年1月5日	倉津 宗治	同上	第5809号	同上
平成23年12月4日	小藺 薫	同上	第2468号	同上
平成24年10月18日	松浦 信弘	同上	第6698号	同上

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成24年9月14日鹿児島県選挙管理委員会告示第39号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

平成24年12月18日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に	27,850

要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数	298,743	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数）	鹿児島市・鹿児島郡区	148,454
	鹿屋市・垂水市区	32,973
	枕崎市区	6,552
	阿久根市・出水郡区	9,593
	出水市区	14,998
	指宿市区	12,335
	西之表市・熊毛郡区	12,468
	薩摩川内市区	26,867
	日置市区	13,898
	曾於市区	11,291
	霧島市・姶良郡区	36,936
	いちき串木野市区	8,454
	南さつま市区	10,620
	志布志市・曾於郡区	13,259
	奄美市区	14,051
南九州市区	10,917	
伊佐市区	8,252	
姶良市区	20,453	
薩摩郡区	6,693	
肝属郡区	11,923	
大島郡区	18,054	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数	298,743	
地方自治法第86条第1項に基づく副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数		

### 公安委員会告示

#### 鹿児島県公安委員会告示第149号

銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第13号）第2条の規定に基づき次の医師を指定した。

なお、平成21年6月23日鹿児島県公安委員会告示第289号（銃砲刀剣類所持等取締法に規定



する診断を行う医師の指定)は、廃止する。

平成24年12月18日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

氏 名	勤務する病院名	病院の所在地	診 断 の 対 象 者	指定年月日
鮫島 秀弥	ウエルフェア九州病院	枕崎市白沢北町191番地	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	平成24年11月27日
山畑 良蔵	鹿児島県立始良病院	始良市平松6067番地		
杉本 東一	奄美病院	奄美市名瀬浜里町170番地		
上津原 甲一	鹿児島市立病院	鹿児島市加治屋町20番17号	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に掲げる病気にかかっている者	
田中 滋也	田中脳神経外科クリニック	鹿児島市山之口町1番30号		
山田 康一郎	やまだメンタルクリニック	鹿児島市加治屋町13番3号		
中村 雅之	鹿児島大学医学部・歯学部附属病院	鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者	

#### 鹿児島県公安委員会告示第150号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年12月18日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR暴君の竜 ティラノキングYF	奥村遊機株式会社	2P1156
ぱちんこ遊技機	CR暴君の竜 ティラノキングZF	奥村遊機株式会社	2P1187
ぱちんこ遊技機	CRJ-RUSH2 RSJ	株式会社ジェイビー	2P1170
ぱちんこ遊技機	CRJ-RUSH2 SSJ	株式会社ジェイビー	2P1197
ぱちんこ遊技機	CRJ-RUSH2 ASJ	株式会社ジェイビー	2P1201
ぱちんこ遊技機	CRフィーバー機動戦士ガンダムSP	株式会社三共	2P1181
ぱちんこ遊技機	CR龍玉八犬伝FPS	株式会社藤商事	2P1194
ぱちんこ遊技機	CR龍玉八犬伝FPFZ	株式会社藤商事	2P1273
ぱちんこ遊技機	CRミニミニモンスター3TSN	株式会社竹屋	2P1199
ぱちんこ遊技機	CRカイジ沼2KXG	株式会社高尾	2P1203

ぱちんこ遊技機	CRカイジ沼2KXH	株式会社高尾	2P1247
ぱちんこ遊技機	CRカイジ沼2KXF	株式会社高尾	2P1261
ぱちんこ遊技機	CRファイヤーダイナマイトキングBM-K	株式会社大一商会	2P1211
ぱちんこ遊技機	CRドラセグYMC	株式会社三洋物産	2P1244
ぱちんこ遊技機	CRAデラックス海物語ASB	株式会社三洋物産	2P1245
回胴式遊技機	パチスロ 創聖のアクエリオンII E	株式会社三共	2S1091
回胴式遊技機	鬼の城T	株式会社メーシー	2S1145
回胴式遊技機	パチスロ天才バカボン7	株式会社ディ・ライト	2S1189